

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		小倉北区役所総務企画課		093-582-3301			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
小倉北区役所庁舎空調和自動制御機器保守業務委託	パナソニックEWエンジニアリング株式会社九州支店	2,035,000	令和6年3月27日	専門技術者の確保、設備保守管理体制が整っていること、故障に迅速に対応できることが必要であり、これらの点において本業務に唯一対応できる業者であるため。	自治法 施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
小倉北区役所庁舎エレベーター保守業務委託	株式会社日立ビルシステム 西日本支社北九州統括営業所	6,745,200	令和6年3月26日	専門技術者の確保、設備保守管理体制が整っていること、故障に迅速に対応できることが必要であり、これらの点において本業務に唯一対応できる業者であるため。	自治法 施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
北九州市小倉北区役所庁舎清掃業務	西日本ビルメンテナンス協同組合	29,964,000	令和6年3月22日	指名競争入札による入札不調のため。	自治法 施行令第8号	29,984,900	
小倉祇園太鼓市制60周年記念事業派遣業務委託	小倉祇園太鼓保存振興会	1,560,000	令和5年10月30日	本業務は、小倉北区の町内会をはじめとする地域コミュニティの活性化および特に若い世代の区民の地域への愛着の醸成を目的に、当区を象徴する伝統行事である小倉祇園太鼓を、区内で開催される北九州市制60周年記念事業「平成中村座小倉城公演」および「北九州国際映画祭」に派遣するものである。 400年以上の歴史を有する国重要無形民俗文化財の小倉祇園太鼓の品格と伝統を守っていくことはもちろん、短期間に多くの町内会をはじめとする小倉祇園太鼓の参画団体との調整と準備を踏まえた複数の実演チームの派遣が必要である。 そのため、実演チームの派遣の総括を行う唯一の公共的団体（事業者）であり、独自の太鼓芸により国重要無形民俗文化財に指定された正しい祇園太鼓を実施することができるのは、小倉祇園太鼓保存振興会のみであるため、当該団体と特命随意契約を行ったもの。	自治法 施行令第2号	1,560,000	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		小倉北区役所コミュニティ支援課		093-582-3337			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令※	予定価格 (円)	備考
足原市民センター外5館清掃業務委託	北九メンテ協同組合	5,269,000	令和6年3月11日	指名競争入札で落札に至らなかったため、随意契約をしたもの。	自治法 施行令第8号	5,278,900	
泉台市民センター外5館清掃業務委託	北九メンテ協同組合	5,795,900	令和6年3月11日	指名競争入札で落札に至らなかったため、随意契約をしたもの。	自治法 施行令第8号	5,795,900	
小倉北区各市民センターの 管理業務及び使用料徴収事務委託	足原校区まちづくり協議会 他21団体	135,958,160	令和6年3月29日	市民センターは、地域における住民の交流及び自主活動の拠点として設置する施設であり、コミュニティ活動促進の面から、当該校区・地区の自治会、社会福祉協議会等を構成団体とする「まちづくり協議会」に委託することが望ましいため。	自治法 施行令第2号	非公表 (特命随契契約 で継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		小倉北区役所保健福祉課		093-582-3417			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和6年度 北九州市放課後児童クラブ事業委託	足原学童保育クラブ 他14クラブ	290,031,859	令和6年3月29日	放課後児童クラブの運営は、家庭・地域等と連携し、小学校就学児童に対し授業終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とし、委託先については「北九州放課後児童クラブ事業実施要綱」第3条により、公益法人その他市長が適当と認める公共団体となっている。 従って、本事業の委託先は、各校区の地元関係者で放課後児童クラブの運営を目的として設立された各運営委員会へ委託するものである。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で 継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号